



3.4. 環境局事業

3.4.1. 生物多様性保全に資する計画策定の支援【環境局：総務部】

まもる

育てる

活かす

環境課題の解決に向けた計画策定支援事業（区市町村との連携による環境政策加速化事業）

概要

区市町村等による各種計画の策定を支援（事業期間：令和 8（2026）年度まで）

補助対象者

区市町村等

補助要件

ア 生物多様性の保全のための計画であって、次の①又は②のいずれかに該当するものを策定する取組を実施すること。

- ① 生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項に規定する生物多様性地域戦略
- ② 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）第 23 条第 2 項に規定する防除実施計画

イ 次の(ア)及び(イ)の取組を実施すること。

(ア) アの取組の内容に係る周知又は普及啓発を行うこと。

(イ) アの取組について都内の他の区市町村等宛てに周知するなど、事業の広域化に向けた取組を行うこと。

補助率等

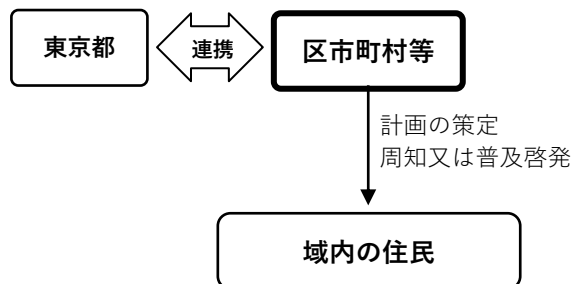
補助対象経費：上記補助要件の内容の実施に要する経費

※ 国からの補助金又は交付金を充当する場合はこれらを控除した額

※ 1 区市町村等あたり 20,000 千円を上限額とする

補助率：補助対象経費の 1 / 2

イメージ等



担当窓口

環境局 総務部 環境政策課 03-5000-7027



3.4.2. 生物基礎情報調査の支援【環境局：総務部】

生物多様性保全のための生物基礎情報調査事業（区市町村との連携による環境政策加速化事業）

概要

区市町村等が行う、各地域の動植物種分布や動向、動植物の良好な生息生育環境等の自然環境情報の収集・整理を支援（事業期間：令和8（2026）年度まで）

補助対象者

区市町村等

補助要件

ア 地域の生物多様性保全のために必要な基礎情報調査であって、次の①から③までのいずれかの調査を実施すること。

- ① 区市町村等の区域内における生物調査
- ② 特定地点等における継続的な生物調査や生息生育環境調査
- ③ 植生調査や良好な自然環境の残る地域の生息生育環境調査

イ アの調査により得た成果報告書や調査データを実績報告時に提供すること。

ウ 次の(ア)及び(イ)の取組を全て実施すること。

(ア) アの調査の内容に係る周知又は普及啓発を行うこと。周知又は普及啓発に当たっては、当該調査が地域の生物多様性の保全につながることを明記すること。

(イ) アの調査について都内の他の区市町村等宛てに周知するなど、事業の広域化に向けた取組を行うこと。

補助率等

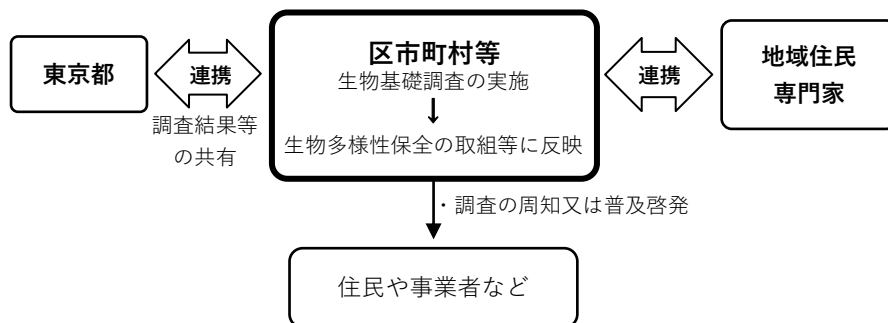
補助対象経費：上記補助要件の内容の実施に要する経費

※ 国からの補助金又は交付金を充当する場合はこれらを控除した額

※ 1区市町村等あたり10,000千円を上限額とする

補助率：補助対象経費の1/2

イメージ等



担当窓口

環境局 総務部 環境政策課 03-5000-7027



3.4.3. 希少な野生動植物の保全と外来種対策の支援【環境局：総務部】

まもる

希少な野生動植物の保全と外来種対策事業（区市町村との連携による環境政策加速化事業）

概要

区市町村等が地域の多様な主体等と連携して行う希少種を保護する取組及び地域住民等の協力を得ながら計画的に実施する外来種対策の取組を支援

（事業期間：令和 8（2026）年度まで）

補助対象者

区市町村等

補助要件

ア 次の(ア)から(ウ)までのいずれかの取組を実施すること。

(ア) 次の①から③までのいずれかの計画等に基づき、地域の多様な主体等と連携して行う、区市町村等の区域内における生物多様性保全のための取組であって、実施要綱第 3 15 に規定する希少種を保護する取組を実施すること。

- ① 生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項に規定する生物多様性地域戦略
- ② 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項に規定する地域連携保全活動計画（以下「地域連携保全活動計画」という。）
- ③ 目的、区域、期間、地域の多様な主体等と連携して行う保全活動内容等の定めがある計画であって知事が適当と認めるもの

(イ) 次の①から③までのいずれかの計画に基づき、地域の多様な主体と連携して、区市町村等の区域内における外来種の捕獲、採取、殺処分その他の防除の取組を実施すること。

- ① 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省・環境省令第 2 号）第 23 条第 2 項に規定する防除実施計画
- ② 地域連携保全活動計画
- ③ 目的、区域、期間、取組内容等の定めがある防除のための計画であって知事が適当と認めるもの

(ウ) 人の生命及び身体に被害を及ぼすものとして実施要綱付表 3 に都が掲げる種名等（亜種又は変種を含む。）に属する特定外来生物について、目的、区域、期間、対象種の早急な根絶に向けた取組内容等の定めがある防除のための計画（以下「防除計画」という。）を策定し、当該防除計画に基づき、捕獲、採取、殺処分その他防除の取組を実施すること。

イ ア(ウ)の取組を実施する場合にあっては、その取組の結果を踏まえ、防除計画で定める区域における対象種の根絶を前提とした補助事業完了後の防除方針を作成すること。ただし、補助事業が完了するときまでに対象種の根絶が確認されている場合を除く。

ウ 次の(ア)から(ウ)までの取組を全て実施すること。

- (ア) アの取組の実施による実績の集計（取組状況の報告を含む。）や効果の検証を行うこと。
- (イ) アの取組の内容に係る周知又は普及啓発を行うこと。ただし、ア(ア)の取組については、希少種保護の観点から、生息・生育場所が推測されない内容とするなど、十分留意すること。



(ウ) アの取組について都内の他の区市町村等宛てに周知するなど、事業の広域化に向けた取組を行うこと。

補助率等

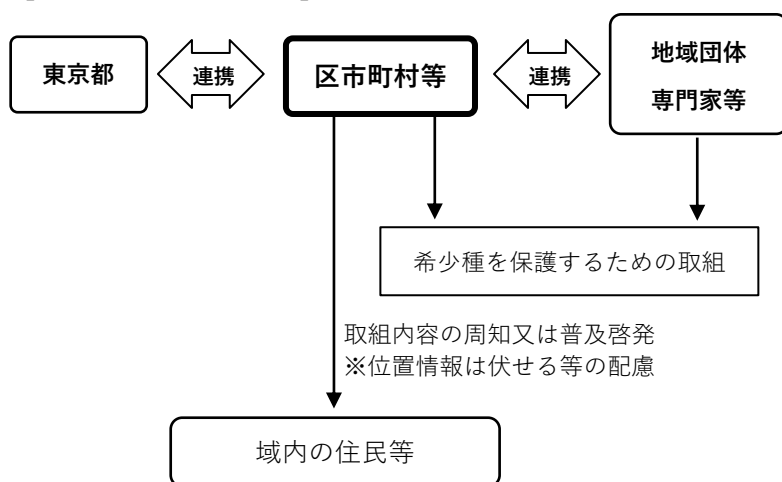
補助対象経費：上記補助要件の内容の実施に要する経費

※ 国からの補助金又は交付金を充当する場合はこれらを控除した額

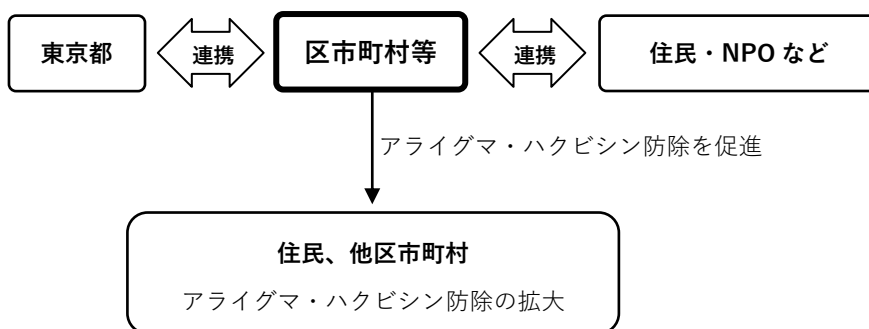
補助率：補助対象経費の1/2

イメージ等

【希少な野生動植物の保全】



【外来種対策】



担当窓口

環境局 総務部 環境政策課 03-5000-7027



3.4.4. 生態系を保全するための取組の支援【環境局：総務部】

まもる

地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全事業

《樹林地や湧水などの貴重な生態系を保全するための取組》（区市町村との連携による環境政策加速化事業）

概要

区市町村等が行う、緑地や水辺等の生きものの生息・生育環境の確保やみどりの質の向上、緑地の利活用に関する取組を支援（事業期間：令和 8（2026）年度まで）

補助対象者

区市町村等

補助要件

《樹林地や湧水などの貴重な生態系を保全するための取組》

ア 次の取組を実施すること。

(1) 次の①から③までのいずれかの計画に基づき、地域の多様な主体と連携して行う、区市町村等の区域内における生物多様性保全のための取組であること。ただし、区市町村等の区域外であって、取組を行う土地が所在する都内区市町村と連携して行う取組である場合は、この限りでない。

- ① 生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項に規定する生物多様性地域戦略
- ② 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項に規定する地域連携保全活動計画
- ③ 目的、区域、期間、地域における多様な主体と連携して行う保全活動内容等の定めがある計画であって知事が適当と認めるもの

(2) 次の①又は②の取組を実施すること。

- ① 里山、樹林地（防風林、屋敷林、動植物の生息・生育環境として自然環境上保全すべきものを含む。）、草地などの自然地の生態系を保全する取組
- ② 湧水、水路、池、干潟などの水辺の生態系を保全する取組

イ 次の(ア)から(ウ)までの取組を全て実施すること。

- (ア) アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。
- (イ) アの取組の内容に係る周知又は普及啓発を行うこと。周知又は普及啓発に当たっては、当該取組が地域の生物多様性の保全につながることをわかりやすく明記すること。
- (ウ) アの取組について都内の他の区市町村等宛てに周知するなど、事業の広域化に向けた取組を行うこと。

補助率等

補助対象経費：上記補助事業の内容の実施に要する経費

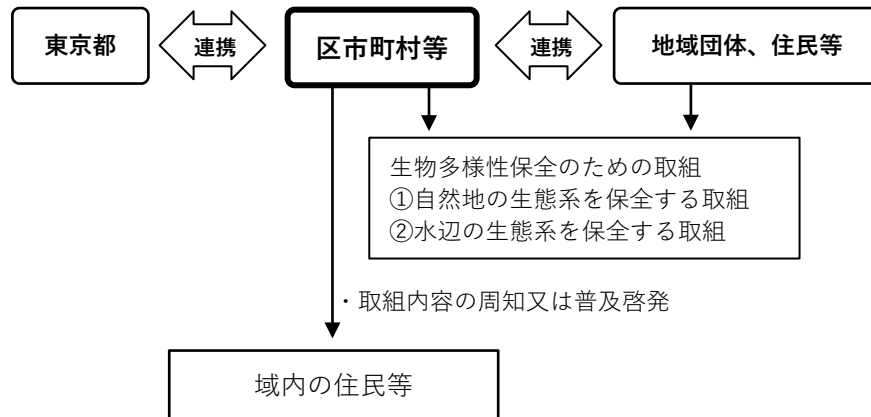
※ 国からの補助金又は交付金を充当する場合はこれらを控除した額

※ 1 区市町村等あたり 40,000 千円を上限額とする

補助率：補助対象経費の 1/2



イメージ等



担当窓口

環境局 総務部 環境政策課 03-5000-7027

※事例は、巻末資料「事例集」⑦に記載。



3.4.5. 緑地の利活用推進のための支援【環境局：総務部】

まもる

地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全事業

《生物多様性に配慮した緑地の利活用を推進する取組》（区市町村との連携による環境政策加速化事業）

概要

区市町村等が行う、緑地や水辺等の生きものの生息・生育環境の確保やみどりの質の向上、緑地の利活用に関する取組を支援（事業期間：令和 8（2026）年度まで）

補助対象者

区市町村等

補助要件

《生物多様性に配慮した緑地の利活用を推進する取組》

ア 次の取組を実施すること。

(1) 区市町村等が所有し又は管理する土地において、次の①又は②の取組を実施すること。

① 既に一般開放している公園・緑地において、生物多様性に配慮した整備・管理の取組を行うこと。

ただし、日常的な管理のみを目的とした取組は補助対象外とする。

② 一般の立ち入りを常時禁止している緑地（以下「閉鎖緑地等」という。）において、都民が緑地を利用できるよう、閉鎖緑地等を囲うフェンスの撤去、園路や案内板の設置、安全対策上の枝切りなど、必要な整備を行うこと。なお、整備を行ったエリアについて、全部又は部分的に開放すること。

(2) (1)の取組の実施に当たっては、区市町村等が定める生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項に規定する生物多様性地域戦略、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条に規定する緑の基本計画、環境基本計画、公園整備方針等において、公園・緑地の生物多様性保全上の位置付け・考え方が示されていること。

(3) (1)①にあっては、取組の結果を踏まえ、生物多様性保全の取組が継続するよう、後年度の生物多様性に配慮した維持管理の計画を示すこと。

イ 次の(ア)から(ウ)までの取組を全て実施すること。

(ア) アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。

(イ) アの取組の内容に係る周知又は普及啓発を行うこと。周知又は普及啓発に当たっては、当該取組が地域の生物多様性の保全につながることをわかりやすく明記すること。

(ウ) アの取組について都内の他の区市町村等宛てに周知するなど、事業の広域化に向けた取組を行うこと。

補助率等

補助対象経費：上記補助要件の内容の実施に要する経費

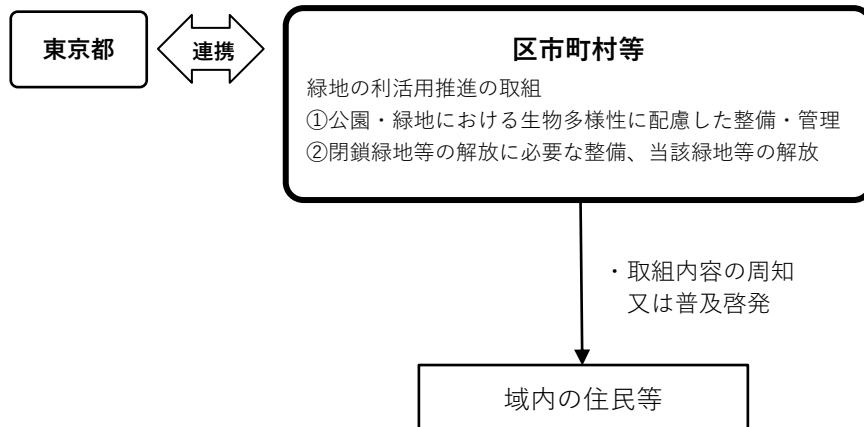
※ 国からの補助金又は交付金を充当する場合はこれらを控除した額

※ 1 区市町村等あたり 40,000 千円を上限額とする。

補助率：補助対象経費の 1/2



イメージ等



担当窓口

環境局 総務部 環境政策課 03-5000-7027



3.4.6. 在来の植物を活用した公園等整備の支援【環境局：総務部】

育てる

地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全事業

《生物多様性保全・回復に向けた植栽整備の取組（江戸のみどり復活事業）》《区市町村との連携による環境政策加速化事業》

概要

区市町村等が行う、緑地や水辺等の生きものの生息・生育環境の確保やみどりの質の向上、緑地の利活用に関する取組を支援（事業期間：令和8（2026）年度まで）

補助対象者

区市町村等

補助要件

《生物多様性保全・回復に向けた植栽整備の取組（江戸のみどり復活事業）》

ア 次の取組を実施すること。

(1) 区市町村等が所有し又は管理する土地（以下「所有地等」という。）において、生物多様性の保全・回復に寄与する在来種（都内に本来自然分布している種をいう。以下同じ。）の植栽を推進する取組であって、次の①から④までの要件を全て満たすものを実施すること。

① 植栽を行う所有地等の周辺で、動植物の生息・生育についての調査（現地調査、資料調査、専門家へのヒアリング等をいう。）を行うこと。

② ①の結果を踏まえて、動植物の生息・生育空間の拡大に資する植栽及び植栽帯の計画・設計を行うこと。複数本の樹木、草本類等を植栽する計画・設計とし、植栽する樹木、草本類等の全てについて在来種を使用すること。

③ 植栽を行うに当たっては、高木種、中木種、低木種及び草本類を組み合わせ、複層的な植栽となるよう努めること。

④ 立案した計画・設計を基に、植栽及び植栽帯の施工を行うこと。施工後は、生物多様性保全・回復のために在来種を活用した取組を実施した旨を解説する表示を現地に設置すること。

(2) (1)の取組の実施に当たっては、区市町村等が定める生物多様性地域戦略、緑の基本計画、環境基本計画、公園整備方針等において、区市町村等内におけるエコロジカル・ネットワークを含む生物多様性保全・回復に向けた考え方が示されていること。

イ 次の(ア)から(ウ)までの取組を全て実施すること。

(ア) アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。

(イ) アの取組の内容に係る周知又は普及啓発を行うこと。周知又は普及啓発に当たっては、当該取組が地域の生物多様性の保全につながることをわかりやすく明記すること。

(ウ) アの取組について都内の他の区市町村等宛てに周知するなど、事業の広域化に向けた取組を行うこと。



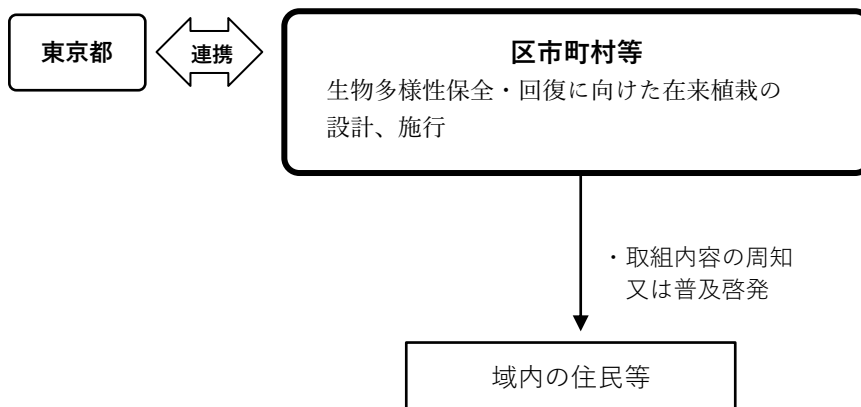
補助率等

補助対象経費：上記補助要件の内容の実施に要する経費

※ 国からの補助金又は交付金を充当する場合はこれらを控除した額

補助率：補助対象経費の 1 / 2

イメージ等



担当窓口

環境局 総務部 環境政策課 03-5000-7027

※事例は、巻末資料「事例集」⑧に記載。



3.4.7. 地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画等の認定促進の支援【環境局：総務部】

地域の生態系や多様な生きものの生息・生育環境の保全事業

《地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画等の認定を促進する取組》（区市町村との連携による環境政策加速化事業）

概要

区市町村等が行う、緑地や水辺等の生きものの生息・生育環境の確保やみどりの質の向上、緑地の利活用に関する取組を支援（事業期間：令和 8（2026）年度まで）

補助対象者

区市町村等

補助要件

《地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画等の認定を促進する取組》

ア 次の取組を実施すること。

(1) 次の①又は②の取組を実施すること。

① 区市町村等による地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和 6 年法律第 18 号。以下「地域生物多様性増進法」という。）第 9 条第 1 項の「増進活動実施計画」又は同法第 11 条第 1 項の「連携増進活動実施計画」を作成するための取組

② 民間等による地域生物多様性増進法第 9 条第 1 項の「増進活動実施計画」の作成を促す取組

(2) (1)の計画について、主務大臣（環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）の認定を申請すること。

イ 次の(ア)から(ウ)までの取組を全て実施すること。

(ア) アの取組の実施による実績の集計及び検証を行うこと。

(イ) アの取組の内容に係る周知又は普及啓発を行うこと。周知又は普及啓発に当たっては、当該取組が地域の生物多様性の保全につながることをわかりやすく明記すること。

(ウ) アの取組について都内の他の区市町村等宛てに周知するなど、事業の広域化に向けた取組を行うこと。

補助率等

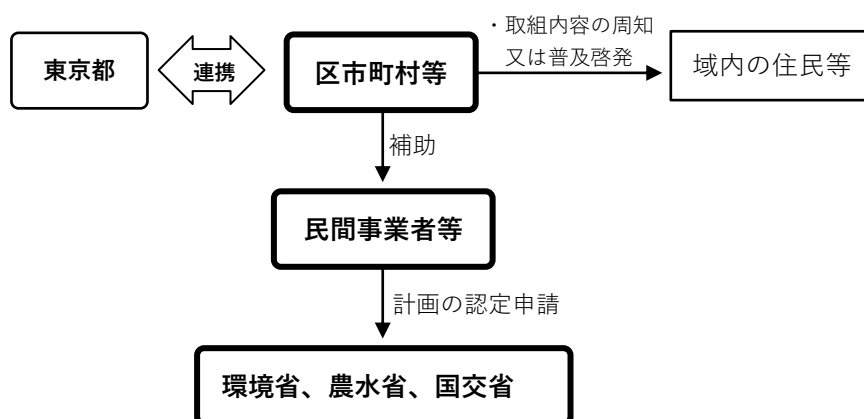
補助対象経費：上記補助要件の内容の実施に要する経費

※ 国からの補助金又は交付金を充当する場合はこれらを控除した額

補助率：補助対象経費の 1/2



イメージ等



担当窓口

環境局 総務部 環境政策課 03-5000-7027



3.4.8. 生物多様性に配慮・貢献する行動変容促進の支援【環境局：総務部】

活かす

生物多様性に配慮・貢献する行動変容促進事業

(区市町村との連携による環境政策加速化事業)

概要

区市町村等が行う、生物多様性の理解促進や生物多様性に配慮した行動変容の促進に関する取組を支援
(事業期間：令和 8 (2026) 年度まで)

補助対象者

区市町村等

補助要件

ア 次の取組を実施すること。

(ア) 次の①から⑤までのいずれかの計画等において、生物多様性の理解促進や生物多様性に配慮した行動変容の促進のために行うと位置づけられている取組であること。

- ① 生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）第 13 条第 1 項に規定する生物多様性地域戦略
- ② 地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成 22 年法律第 72 号）第 4 条第 1 項に規定する地域連携保全活動計画
- ③ 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条に規定する緑の基本計画
- ④ 環境基本計画
- ⑤ その他公表されている事業計画等であって、知事が適当と認めるもの

(イ) 次の①又は②のいずれかの取組を実施すること。

- ① 地域の多様な主体と連携して行う、都民や事業者等の生物多様性の理解を促進する取組
- ② 生物多様性に配慮した行動変容を促す取組

イ 次の(ア)から(ウ)までの取組を全て実施すること。

(ア) アの取組の実施による実績の集計及びアンケート調査等による検証を行うこと。

(イ) アの取組の内容に係る周知又は普及啓発を行うこと。

(ウ) アの取組について都内の他の区市町村等宛てに周知するなど、事業の広域化に向けた取組を行うこと。

補助率等

補助対象経費：上記補助要件の内容の実施に要する経費

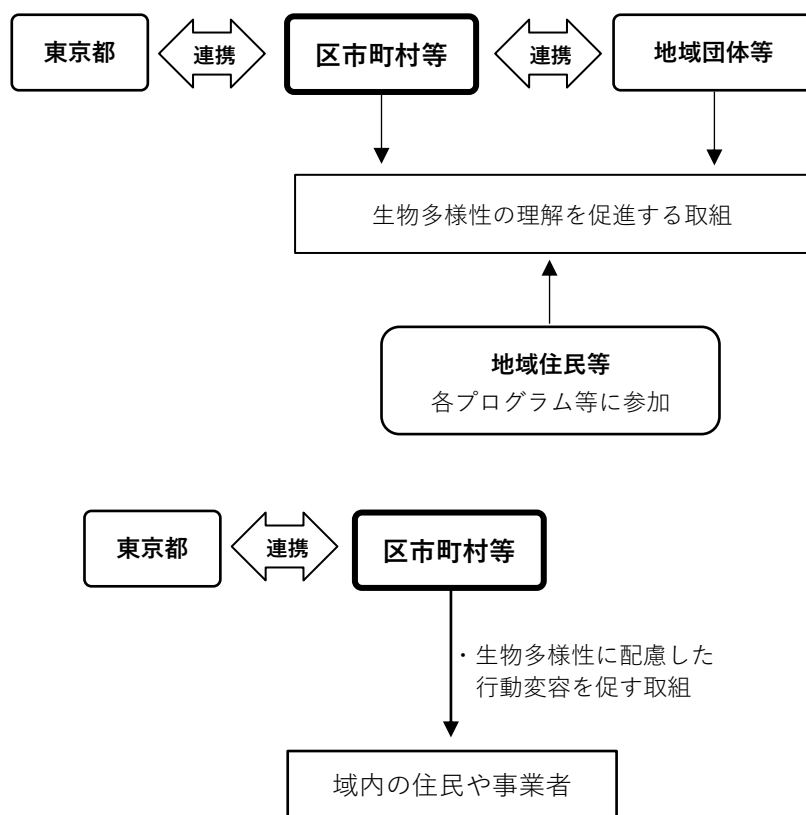
※ 国からの補助金又は交付金を充当する場合はこれらを控除した額

※ 1 区市町村等あたり 5,000 千円を上限額とする

補助率：補助対象経費の 1 / 2



イメージ等



担当窓口

環境局 総務部 環境政策課 03-5000-7027